

6 必須事業に関する国会議資料

「地域生活支援事業の円滑な実施等について」

平成 23 年 2 月 22 日開催の「障害保健福祉関係主管課長会議」資料から抜粋

地域生活支援事業の円滑な実施等について

平成23年2月22日開催の「障害保健福祉関係主管課長会議」資料から抜粋
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室所管)

1 地域生活支援事業の適正な実施について

(1) 適正な事務執行等について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な運用が求められているが、
○ 移動支援事業の不正請求事例(架空のサービス提供実績に基づく請求を行っていた事例)
○ 地域生活支援事業費補助金の対象経費の実支出額算定に当たり、補助対象とならない地域活動支援センターの基礎的事業に係る経費を計上していた事例(会計検査院の实地検査)
が報告されているところである。

上記以外の事業も含め、不適正な取扱いが行われた結果として、必要とする者にサービスが行き届かない事態などが生じないように、各自治体においては、適正な事務執行はもとより、書類の確認や関係者への聞き取りを行うなどにより適正に事業が実施されているか点検を行うなど、事業者に対する計画的な指導をお願いしたい。

なお、事業者に対する指導の結果、不適正な取扱いが認められたときは厳正に対処するとともに、適正な実施が確保されるようお願いしたい。(地域活動支援センター機能強化事業については、(10 のイ)を参照されたい。)

(2) 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

2 地域生活支援事業における低所得者の利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得(市町村民税非課税)者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、昨年の部局長会議等において検討をお願いしたところである。

また、平成22年6月に実施した低所得者の利用者負担の無料化状況調査について結果をとりまとめたので、各市町村においては、本調査の結果も参考にしながら、引き続き、地域生活支援事業に係る利用者負担の取扱いについて検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、低所得者のサービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

3 移動支援事業について

効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間数を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、利用者が委託事業者リストから任意に選択できるような仕組みとすることや視覚障害者に対する代筆・代読など障害種別に配慮したサービス提供等、利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについてもお願いしたい。

さらに、共通のサービス利用の意向を持つ複数の障害者について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合などには、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

4 コミュニケーション支援事業について

コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、法律上必須事業としているにもかかわらず実施していない市町村が約4分の1ある状況(平成21年3月31日現在)となっている。

なお、個別の事業ごとでは、手話通訳者設置事業は約7割の市町村が未実施であり、要約筆記者派遣事業については約5割の市町村が未実施という状況である。

コミュニケーション支援事業については、市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりについて検討する「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を基金事業の中にメニュー化しており、また、市町村域を越えて手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業に対しては、地域生活支援事業の特別支援事業(「コミュニケーション支援充実強化事業」)として優先的に支援することとしている。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、地域生活支援事業の特別支援事業として「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」、「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」を加え、優先的に支援することとしているところでもある。

各都道府県においては、これらの事業を有効に活用し、広域利用体制を整備するとともに、併せて、以下の点にも留意の上、未実施市町村の早期解消を進めることにより、コミュニケーション支援事業の一層の推進を図られるようお願いしたい。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がいる場合についても手話通訳者等の派遣が適切に行われるよう努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚や聴覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、手話通訳等の他にも代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。

5 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組みにより、ほぼ１００％の実施率に達しているところである。

本事業については、地域生活支援事業として位置づけられており、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、真に必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にもあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっているため、市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に努められたい。

6 地域活動支援センターについて

（１）地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているところである。

本センターの基礎的事業に対する助成は、市町村の一般財源により実施されるものであり、税収の少ない地方自治体については、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているところである。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

【参考】地域活動支援センター運営費の一般財源化地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成１８年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

（２）地域活動支援センター機能強化事業の点検等について

地域生活支援事業費補助金により補助を行う地域活動支援センター機能強化事業は、従前の小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センターの機能を充実強化するため、上乘せをした部分について補助するものである。

この機能強化事業については、平成２１年度決算検査報告（会計検査院の实地検査）において、一部の自治体における不適正な事例（１（１）を参照）が指摘されている。

各市町村におかれては、平成２１年１２月１５日付事務連絡にてお知らせしている「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方について」も参考にしながら、適正な実施をお願いしたい。